

# 三島市立中郷中学校いじめ防止等の基本方針

令和6年9月25日改訂

## 1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの生徒たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、学校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

### (1) いじめ問題に取り組むための組織

#### ア 「いじめ防止対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールソポーターを含め、委員会を開催する。

#### (イ) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析

- ・いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導及び支援
- ・いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等の実施。
- ・その他いじめ防止に関わること

イ 「生徒指導部会」

- ・校務分掌の生徒指導担当職員による週1回、生徒の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。

ウ 「生徒指導情報交換」

- ・職員会議の中で、全教職員で該当する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

エ 「中郷中学校地域いじめ防止対策委員会」

- ・いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校評議員や主任児童委員等による「中郷中学校地域いじめ防止対策委員会」を必要に応じて設置し、招集する。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・すべての生徒が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
- ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

(イ) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・地域の特色を生かした「修学旅行などの宿泊行事」「花桜祭」などの学校行事を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア) いじめゼロへの呼びかけ

保護者・地域への啓蒙活動を行う。保護者・地域へは学校だよりを通じて啓発をする。

(イ) 人間関係づくり

人間関係づくりプログラムを実施したり、生徒会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。

(ウ) 道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。

(エ) 人権教育の着実な推進

- ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
- ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

- (ア) 全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変

化を見逃さない感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。

- (イ) 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。また、欠席したり、遅刻や欠席が多かったりする生徒に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。
  - (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
  - (エ) 年2回の「学校生活に関するアンケート」と年4回の教育相談等により、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
  - (オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。
- イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任、部活顧問等だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
  - (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
  - (ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
  - (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
  - (オ) いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
  - (カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
  - (キ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

#### ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (イ) 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

### 3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、いじめを理由に相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
  - ・学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - ・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
  - ・関係者の個人情報に十分配慮する。
  - ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### 4 その他

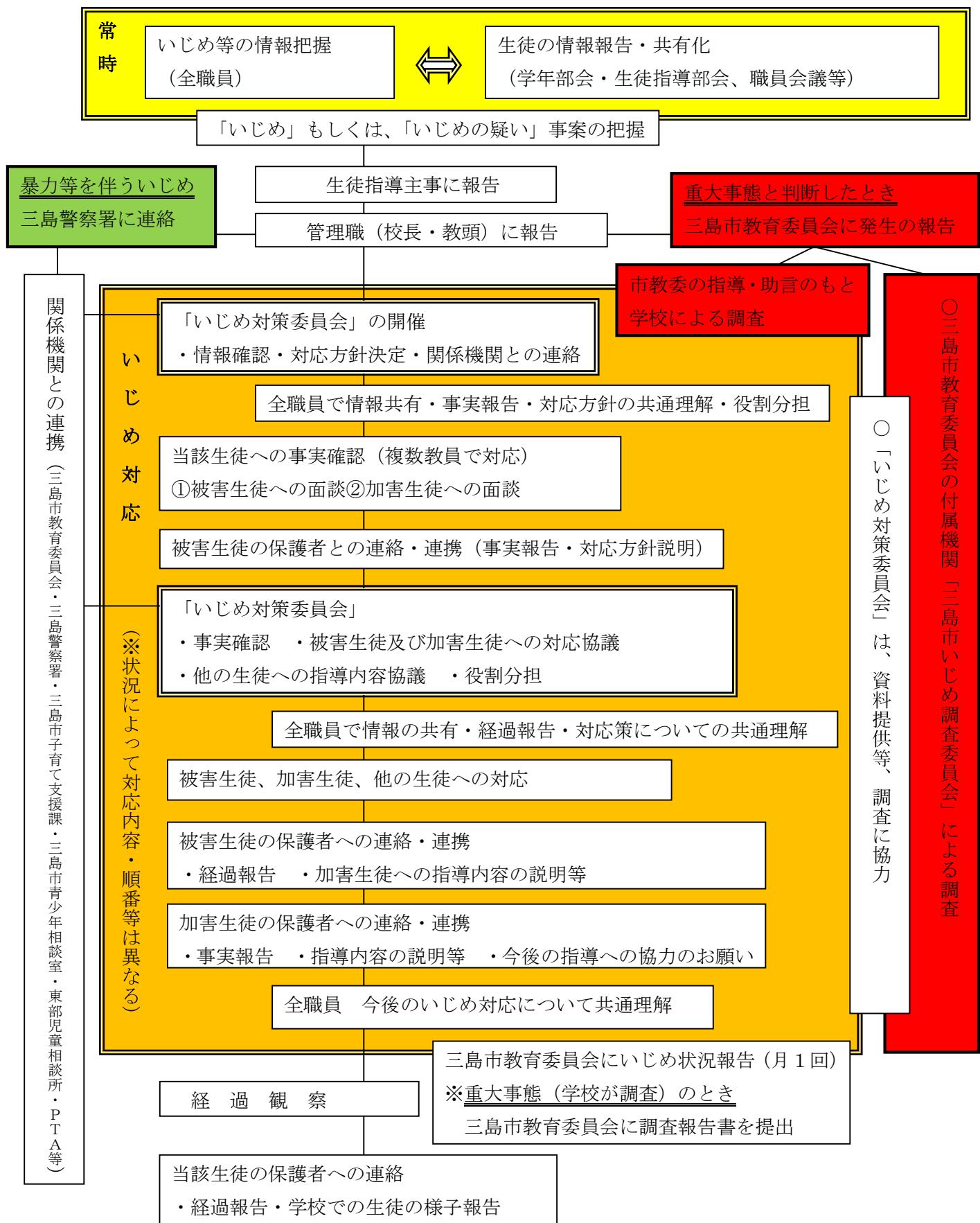
#### (1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ（別添）
- (4) いじめ対策の年間計画（別添）
- (5) 関係機関と窓口（別添）

## 別紙

## いじめ対応の流れ



※当該生徒への面談等の記録（担任・部活動顧問等）

※事案への対応記録、いじめ対策委員会の協議内容等記録（生徒指導主任）

# いじめ防止対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	職員会議	・全職員に向けて、いじめ基本方針の確認。
	生徒指導主事	・PTA総会（学校いじめ基本方針の説明・相談機関紹介）
	生徒指導主事	・関係機関担当者の把握 ・希望相談
5	全職員	・生徒指導研「情報交換」 ・教育相談
	全校	・各学年宿泊行事の実施
6	学級担任	・QU実施（全学年）
	生徒指導部	・校内巡視等
	学級担任	・第1回いじめアンケート実施
	生徒指導主事	・三島市第1回いじめ問題対策連絡協議会の実施
7	学級担任	・第1回校内いじめ対策委員会の実施（生徒指導部会と兼ねる） ・3年生三者（保護者）面談・1・2年生希望面談
8	全職員	・生徒指導研修会「いじめを含む」
9	生徒指導部	・いじめ対策基本方針の見直しと改訂
10	生徒指導部	・校内巡視等
	学級担任	・全学年三者（保護者）面談
11	学級担任	・第2回いじめアンケート実施 ・生活アンケート実施・集計と対策、対応
12	生徒指導部	・三島市第2回いじめ問題対策連絡協議会の実施
	学級担任	・第2回校内いじめ対策委員会の実施（生徒指導部会と兼ねる） ・冬季休暇前までの取組の反省と今後 ・3年生三者（保護者）面談・1・2年生希望面談 ・QU実施（1・2年）
	全職員 教務主任・生徒指導主事	・生徒指導研修会「情報交換」 ・学校評価
1	いじめ防止対策委員会	・今年度の取組の反省と次年度への検討と修正
	生徒指導部	・三島市第3回いじめ問題対策連絡協議会の実施 (生徒指導部会と兼ねる)
3	学級担任	・次年度への引き継ぎ
定期的な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものから相談があった場合、隨時、教育相談を行う</li> <li>・いじめが発生した場合に、すぐにいじめ防止対策委員会を開設。</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・生徒の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（生徒会・学級活動）</li> <li>・生徒指導部会での情報交換・集約</li> <li>・職員会議での生徒についての情報交換</li> <li>・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）</li> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携</li> </ul>

## 別紙 関係機関と窓口

### 【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
三島市警察署（生活安全課）	055-981-0110
三島市役所子育て支援課	055-983-2712
三島市青少年相談室	055-983-0887
東部児童相談所	055-920-2085

### 【相談窓口】

24時間子供・SOSダイヤル	0120-0-78310
三島市いじめ電話相談（小・中学校）	055-976-0110
三島市青少年相談室	055-983-0886
三島市家庭児童相談室	055-983-2713
子ども・家庭110番	055-924-4152
ハロー電話「ともしび」	055-931-8686
こころの電話（東部健康福祉センター）	055-922-5562
県立こども病院こころの相談窓口	054-247-6251
子どもの人権110番	0120-007-110
学校生活悩み相談室	055-972-4344